

令和 4 年 度  
( 2 0 2 2 年 度 )

定期監査 ( 学 校 ・ 保 育 所 等 ) 結 果 報 告

高 崎 市 監 査 委 員





第302-12号  
令和5年2月3日

高崎市長 富岡賢治様  
高崎市議会議長 根岸赴夫様  
高崎市教育委員会教育長 飯野眞幸様

高崎市監査委員 小泉貴代子  
同 折田慶太  
同 柄沢高男  
同 丸山 覚

令和4年度定期監査（学校・保育所等）の結果報告について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。



## 監査結果報告書

### 第1 高崎市監査基準への準拠

令和4年度学校・保育所等監査は、高崎市監査基準（令和2年高崎市監査委員告示第3号）に準拠し実施した。

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

### 第3 監査の期間

令和4年10月20日から令和4年12月22日

（実地監査日 令和4年11月21日、22日）

### 第4 監査の対象

#### 1 教育委員会教育部

##### （1）小学校

東小学校、大類小学校、南八幡小学校、岩鼻小学校、滝川小学校、  
浜尻小学校、城山小学校、堤ヶ岡小学校、桜山小学校、新町第一小学校、  
多胡小学校、馬庭小学校

##### （2）中学校

塚沢中学校、倉賀野中学校、倉淵中学校、群馬中央中学校、吉井中央中学校

##### （3）特別支援学校

高崎市特別支援学校

##### （4）幼稚園

倉賀野幼稚園、倉淵幼稚園（くらぶちこども園）

#### 2 福祉部

##### （1）保育所

新高尾南部保育所、八幡中央保育所、倉淵保育所（くらぶちこども園）、  
箕郷第一保育園

### 第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり主な着眼点を設定した。

#### 1 予算の執行

（1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（2）執行手続きは適正か。

#### 2 支出事務

（1）不経済な支出及び不適当な支出はないか。

（2）支出負担行為の時期は適正か。

- (3) 支払期限は守られているか。
- (4) 支払方法及び精算等の手続きは適時、適正か。

### 3 物品購入

- (1) 計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 購入手続きは適正で、価格、規格は適切か。
- (3) 分割購入等で不経済となっているものはないか。

### 4 備品等の管理

- (1) 郵便切手等の出納受払いは適正で、受払簿は整備されているか。
- (2) 保管の方法は適切か。遊休物品、死蔵物品等はないか。
- (3) 不用品の処理は適切か。
- (4) 寄附物品等の寄附受納手続きは適正か。
- (5) 備品の出納保管状況は財務規則に基づき適正か。

### 5 学校預かり金会計における事務

- (1) 物品調達時の手続きは適正か。
- (2) 支払時期や支払方法は適正か。

### 6 災害共済給付制度における事務

- (1) 事務手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則等に基づき適正か。
- (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。

### 7 就学援助費における事務

- (1) 事務手続きは、高崎市就学援助実施要綱等に基づき適正か。
- (2) 現金の取り扱いと保管は適正か。

### 8 その他

- (1) 現金や通帳の保管や点検は、管理体制に基づき適正か。
- (2) 給食費の取扱いは適正か。
- (3) 学校施設の開放に関する事務は適正か。
- (4) 施設の維持管理及び修繕、工事は適正か。
- (5) 児童、生徒に対する危機管理は適切か。

## 第6 監査の実施内容

監査にあたっては経済性、効率性、有効性等を検証するため、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに現場確認を行った。

また、前回の定期監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

## 第7 監査の結果

監査対象となった事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。なお、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので指導を行った。軽微なため内容の記述は省略したが、これらについて十分留意し、適正な事務処

理に努めるよう望むものである。

また、個別の結果については以下のとおりである。

## 1 教育委員会教育部

### ・多胡小学校

予算の執行や支出事務、預かり金に係る出納その他管理運営に係る事務処理については、おおむね適正に執行されていた。

### ・東小学校、南八幡小学校、滝川小学校、浜尻小学校、城山小学校、桜山小学校、塚沢中学校、倉賀野中学校、倉渚中学校、高崎特別支援学校、倉賀野幼稚園、倉渚幼稚園（くらぶちこども園）

予算の執行や支出事務、預かり金に係る出納その他管理運営に係る事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署及び各校（園）に対して指導を行った（口頭指導）。

### ・大類小学校、岩鼻小学校、堤ヶ岡小学校、新町第一小学校、馬庭小学校、群馬中央中学校、吉井中央中学校

予算の執行や支出事務、預かり金に係る出納その他管理運営に係る事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署及び各校に対して指導を行った（指導事項・口頭指導）。

## 2 福祉部

### ・新高尾南部保育所、八幡中央保育所、倉渚保育所（くらぶちこども園）、箕郷第一保育園

予算の執行や支出事務その他管理運営に係る事務処理については、おおむね適正に執行されていたが、是正、改善を要する事項が見受けられたので、所管部署及び各所（園）に対して指導を行った（口頭指導）。

監査結果の区分は次表のとおりである。

区 分	内 容
指摘事項	次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置の状況の報告を求める必要があるもの。 関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、公表する。 ① 法令等に違反すると認められるもの ② 予算の目的に反していると認められるもの ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められるもの ④ 事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの ⑤ 経済性、効率性又は有効性の観点から直ちに改善が必要と認められるもの

	<p>⑥ 事務・事業の執行に当たり、遅滞なく、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p> <p>⑦ 前回までの監査において、是正、改善、注意を求めた事項でそれらの実施、あるいは検討がされていないと認められるもの</p>
指導事項	<p>① 「指摘事項」に掲げる①から④の案件の内、軽微な誤謬等と認められるもの</p> <p>② 経済性、効率性又は有効性の観点から今後改善が必要と認められるもの</p> <p>③ 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められるもの</p>
口頭指導	その他軽微なもので、事務調査の段階で修正、改善等を指導したもの